

しずくいし 商工会つうしん

「しずくいし商工会つうしん」令和7年3月25日発行《第122号》 発行責任者:雫石商工会 会長 高橋憲功

〒020-0527 岩手県岩手郡雫石町中町7番地4 TEL:019-692-3321 FAX:019-692-1667 ULR:<http://www.shokokai.com/shizukuishi/>

中小企業・小規模事業者支援対策 各種補助金

人手不足等に直面している事業者に対し、生産性向上・省力化投資等に活用できる補助金制度についてお知らせします。

中小企業省力化補助金

- ◆概要
ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助
- ◆補助対象経費
設備導入・システム構築費等
- ◆補助率
1/2～2/3
- ◆補助上限額
750万円～8,000万円
※従業員数等により補助上限額変動

IT導入補助金

- ◆概要
業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援
- ◆補助対象経費
ソフトウェア購入費、クラウドサービス利用料(最大2年分)等
- ◆補助率
1/2～2/3(通常枠の場合)
- ◆補助上限額
5万円～450万円(通常枠の場合)
※申請枠により補助率・補助上限額変動

小規模事業者持続化補助金

- ◆概要
販路開拓等や生産性向上の取組に要する経費の一部を補助
- ◆補助対象経費
機械装置等、広報費、展示会出展費等
- ◆補助率
2/3～3/4
- ◆補助上限額
50万円～250万円
※申請枠により補助率・補助上限額変動
※事業計画書の作成、申請の1週間前までに支援機関の認定が必要となります。

※上記の各補助金の申請は電子申請となるため、事前に、各事業者において、GビズIDの取得が必要となります。

岩手県事業承継・引継ぎ支援センターのご紹介

「後継者がいない」「事業の引継ぎに不安がある」、中小企業の皆様のご相談を事業引継ぎに関する専門家が受け付けます。

- 例えばこのような場合に当センターにご相談ください。
- 事業を後継者に引き継ぎたいが、どのような手順で進めればよいのか？
 - 自社を他の事業者に譲渡したいが、どうすればいいのか？
 - 後継者がいない、今後、会社は存続していけるだろうか？



相談は無料です。お気軽にご連絡ください。
当事業関係者は、全員守秘義務を負っておりますので安心してご相談いただけます。

岩手県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL: 019-601-5079 FAX: 019-681-0828



全国軽トラ市でまちづくり団体連絡協議会(軽団連)が
クルマ・社会・パートナーシップ(CSP)大賞全国最高賞を受賞！



軽トラ市は2005年に始まり、昨年、20周年を迎えました。この度、第4回クルマ・社会・パートナーシップ大賞(CSP大賞)の中の賞で、しずくいし軽トラ市が構成団体の一つである「全国軽トラ市でまちづくり団体連絡協議会(軽団連)」ほか計4団体による商店街活性化活動が最高賞を受賞しました。表彰式は令和7年2月7日に東京で行われました。

(2024年度)クルマ・社会・パートナーシップ大賞表彰式



物価高騰対策賃上げ支援金のご案内

岩手県では、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、中小企業に必要な人材を確保していくため、賃上げ支援を実施しております。

1. 支援対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用している者に限る）も含む。

2. 支給要件

①賃上げの対象時期

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで（賃金の支給が令和7年10月以降となったものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること。

（イ）最低1月以上、引上げ後の賃金支給実績があること。

④その他

引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

3. 支援金額 従業員1人当たり6万円、最大 50 人分（1事業所当たり最大 300 万円）

4. 支給上限 岩手県全体で30,000 人を上限とし、上限に達し次第終了

なお、上限に達しない場合でも、令和7年11月14日（金）で受け付け終了

5. 問い合わせ先

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局 電話：019-601-7165（9:00-17:00、土日祝お盆期間を除く）

mail:info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

詳細は、支援金専用ホームページをどうぞ。 <https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp/>

雇用保険料率の変更について

令和7年4月から、労働者負担・事業主負担の雇用保険料率が変更になりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<令和7年度の雇用保険料率>

（赤字は変更部分）

担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000 0
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000 0
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000 0
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

（枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和7年度事業所健康診断（会員向け）

●日にち

令和7年6月9日（月）、6月17日（火）

●会場

雫石町 総合福祉センター（千刈田82-2）

※今年度の会場は、雫石商工会館ではありません。

※検診の詳細については、別添実施案内、受診申込書等をご覧ください。

※日程及び会場ともに予防医学協会の都合により決定しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

商工会アプリについて

中小企業施策等の新着情報をスマートフォンやタブレットに配信する岩手県商工会連合会の無料公式アプリ「商工会アプリ」です。QRコードからダウンロードできます。

